

設置例

【どのような場所にどのように設置すればよいか】



不審者が潜んで居られるような、暗がりの交差点で死角になるような場所や公園に面した道路などに設置すると効果的です。

必要書類

【申請時】 ※申請期限までに全て提出

申請書、事業計画書、収支予算書など12種類
※詳細は「福井市防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱」参照

【実績報告時】 ※工事終了後に提出

実績報告書、収支決算書など5種類
※詳細は「福井市防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱」参照

【交付請求時】 ※補助金の額確定通知書到着後に提出

交付請求書
※詳細は「福井市防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱」参照
※振込口座は自治会連合会名義の口座になります。

補助金の対象経費

- ①以下の機器の購入費用
 - 映像撮影機器(カメラ)
 - 映像記録媒体(ハードディスク、メモリーカード等)
- ②映像撮影機器の設置を示す表示板等の設置費用

注意事項

- ①当該年度中に事業を完了すること。
- ②事業実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払いに関する証拠書類を事業完了年度の翌年度4月1日から5年間保管すること。



防犯カメラは見ている！

福井市防犯カメラ設置補助金 交付申請の手続きについて

防犯カメラの設置は、それ自体が犯罪抑止に非常に効果的で、皆様の街の防犯に役立ちます。また、撮影された画像は個人のプライバシーを侵害することはありません。

令和7年度の防犯カメラ設置に対する補助金の交付手続きを開始しますので、ぜひ設置をご検討ください。

補助金交付の対象となる事業

- ・自治会連合会が地区の公道等に設置する防犯カメラの設置費用に対して、補助金を交付します。

※申請の受付は先着順となり、台数が上限に達した時点で締め切ります。
必要書類が全て整った時点をもって正式な受理とみなします。

補助金の金額

- ・補助対象経費の合計額の3分の2に当たる金額
(防犯カメラ1台当たり、10万円が上限となります。)

補助金の申請期間

- ・令和7年6月16日(月)から9月30日(火)まで

※防犯カメラの設置を検討している地区の自治会連合会は、下記相談窓口まで気軽にお問合せください。

提出に必要な書類は、福井市危機管理課ホームページ
「防犯カメラ設置補助事業」にも掲載しています。
URL: <https://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/bosai/bohan/p021708.html>

右のQRコードを読み取ってもアクセスできます。→



担当窓口: 福井市 危機管理課 電話: 0776-20-5234



補助金交付の流れ

自治会連合会

福井市

申請書類を提出

6/16~9/30

申請の受理

補助事業を選考し、**交付決定通知**を送付

決定通知の到着後、**工事に着手**

10月上旬まで

工事期間
10月~12月上旬

※変更があるときは、変更承認申請書を提出

工事終了後、**実績報告書**を提出

12月中旬まで

実績報告書の受領後、審査の上、**補助金額確定通知書**を送付

確定通知書の到着後、**交付請求書**を提出

1月中旬まで

2月上旬まで

請求書を受領し、**補助金**を交付

補助金振り込みを**確認**

2月末まで

※12月中旬までの補助金の振り込みを希望する場合は、早めに申請書類を提出していただき、9月上旬に工事を完了し、工事完了次第実績報告書を提出、12月上旬までに交付請求書を提出してください。

よくあるご質問

Q1. 防犯カメラ等の設置にかかる費用はいくらですか

A1. 設置費用はカメラの値段にもよりますが、総額で安いものだと約18万円から高いものだと約35万円と幅広いです。

Q2. 防犯カメラ等の維持管理にかかる費用はいくらですか

A2. 維持管理費用は電気料金が1日約20円、電柱共架費が1,500円／本で、年間合計で1万円弱です。

Q3. 自宅付近に設置されるとプライバシーが侵害されないか心配ですが

A3. カメラの設置目的は防犯であって個人を撮影することではありません。市は画像の管理を徹底するよう指導します。第三者が勝手に見ることはできません。

Q4. 撮影された画像は何に使用されるのですか

A4. 記録された画像は、管理者であっても理由なく確認することはなく、犯罪等の発生時に、警察等からの要請があったときに限り提供するものです。